

交通事故調査委員会の設置及び運営要綱の制定について

平成14年5月14日
例規(交企)第51号
警察本部長

〔沿革〕	平成15年2月例規(交企)第7号	平成16年4月例規(交企)第28号
	平成18年3月例規(警)第10号	平成22年3月例規(警)第12号
	平成23年5月例規(交総)第15号	平成24年5月例規(交総)第23号
	平成25年9月例規(交総)第48号	平成26年4月例規(交総)第20号
	平成27年6月例規(交総)第27号	平成28年5月例規(交総)第21号

各部長・参事官・所属長

見出しの要綱を別添のとおり制定し、平成14年5月14日から実施することとしたので、効果的な運用に努められたい。

別添

交通事故調査委員会の設置及び運営要綱

第1 設置

交通事故原因の科学的、総合的な調査、研究等を行い、効果的な交通事故防止対策に資するため、県本部に交通事故調査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

第2 組織

- 1 委員会は、委員長、副委員長及び委員で構成する。
- 2 委員長は、有識者委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長が指名し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。
- 5 委員は、有識者委員、関係機関・団体委員及び警察委員とし、有識者委員は交通社会学、自動車工学、医学等の専門分野の有識者のうちから5人以内で本部長が委嘱し、関係機関・団体委員及び警察委員は別表に掲げる職にある者をもって充てる。

第3 有識者委員

1 委嘱等

(1) 候補者の推薦

交通部交通総務課長(以下「交通総務課長」という。)は、本部長が有識者委員を委嘱するに当たり、交通社会学、自動車工学及び医学等の専門分野の有識者のうちから、交通事故防止対策を調査、研究等するにふさわしい者を有識者委員の候補者として推薦するものとする。

(2) 候補者資料の作成及び提出

交通総務課長は、有識者委員の候補者を推薦するに当たり、交通事故調査委員会
有識者委員候補者名簿(別記様式第1号)を作成し、本部長に提出するものとする。

(3) 有識者委員の委嘱

委嘱は、本部長が委嘱状(別記様式第2号)を交付して行う。

2 解嘱及び辞職

(1) 解嘱

ア 交通総務課長は、有識者委員が次に掲げる事由に該当すると認められるときは、速やかに交通事故調査委員会
有識者委員解嘱上申書(別記様式第3号)により、本部長に解嘱の上申をするものとする。

(ア) 刑罰法令に違反する行為があったとき。

(イ) 反道徳的又は反社会的行為があったとき。

(ウ) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(エ) その他委員たるにふさわしくない行為があったとき。

イ 本部長は、解嘱理由が相当であると認めるときは、解嘱通知書(別記様式第4号)の交付をもって、解嘱するものとする。

(2) 辞職

ア 交通総務課長は、有識者委員から辞職の申出を受けたときは、速やかにその旨を本部長に報告するとともに、辞職を申し出た有識者委員に対し、辞職願（別記様式第5号）の提出を求め、本部長に提出するものとする。

イ 本部長は、辞職申出理由が相当であると認めたときは、辞職承認書（別記様式第6号）の交付をもって、辞職を承認するものとする。

第4 任務

委員会は、次の事項について調査、研究等することを任務とする。

- 1 交通事故現場等から収集した資料に基づく科学的、総合的な交通事故原因の究明等に関すること。
- 2 効果的な交通事故抑止対策の樹立及び関係機関、団体等への提言に関すること。
- 3 交通事故抑止対策の効果測定に関すること。
- 4 その他委員会において必要と認めた事項に関すること。

第5 会議

1 委員会は、全体会議及び研究会議とし、会議の回数、時期等については、委員長が決定する。

(1) 全体会議

委員全員を招集して行う会議をいう。

(2) 研究会議

委員長が、必要に応じて、関係する委員を招集して行う会議をいう。

2 委員は、必要があると認めるときは、委員長に対して会議の開催を求めることができる。

第6 委員会の事務

- 1 委員会の事務を処理するため、交通総務課に事務局を置く。
- 2 会議の書記は、事務局が行い、議事録を作成する。
- 3 議事録は、事務局において保管管理する。

別表（第2の5）

交通事故調査委員会委員名簿

名称	職
関係機関・団体委員	国土交通省関東地方整備局千葉国道事務所交通対策課長
	警察庁科学警察研究所交通科学部長
	県防災危機管理部消防課長
	県健康福祉部高齢者福祉課長
	県健康福祉部医療整備課長
	県環境生活部くらし安全推進課長
	県県土整備部道路環境課長
	県教育庁教育振興部学校安全保健課長
	千葉市市民局市民自治推進部地域安全課長
	東日本高速道路株式会社関東支社千葉管理事務所管理担当課長
警察委員	交通総務課長
	交通指導課長
	交通捜査課長
	交通規制課長
	免許課長

以下別記様式省略